

地震により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象者】 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

①災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと

※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。

②応急修理をすることによって、避難所等への避難を要しなくなること

③応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと

【資力等の要件】 以下のいずれかの要件を満たす世帯が対象となります。

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯 以外の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯年収≤500万円	なし	なし
	世帯主が 45歳以上	世帯年収≤700万円		
	世帯主が 60歳以上	世帯年収≤800万円		
要配慮世帯	世帯年収≤800万円			

（注1）要配慮世帯についての詳細は、担当課にお問い合わせください。

（注2）世帯年収とは、世帯全員の「平成26年分の地方税法による総所得金額」の合計額です。

例1：給与所得者＝給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者＝収入－必要経費

【支援内容】

修理限度額は1世帯当たり57万6千円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

【必要書類】

- ・ 応急修理申込書
- ・ 世帯全員分の住民票（罹災証明書で確認できる場合は、取得不要）
- ・ 世帯全員分の所得証明書（平成26年分：申請書同意で市が確認する場合は、不要）
- ・ 罹災証明書（コピー可）

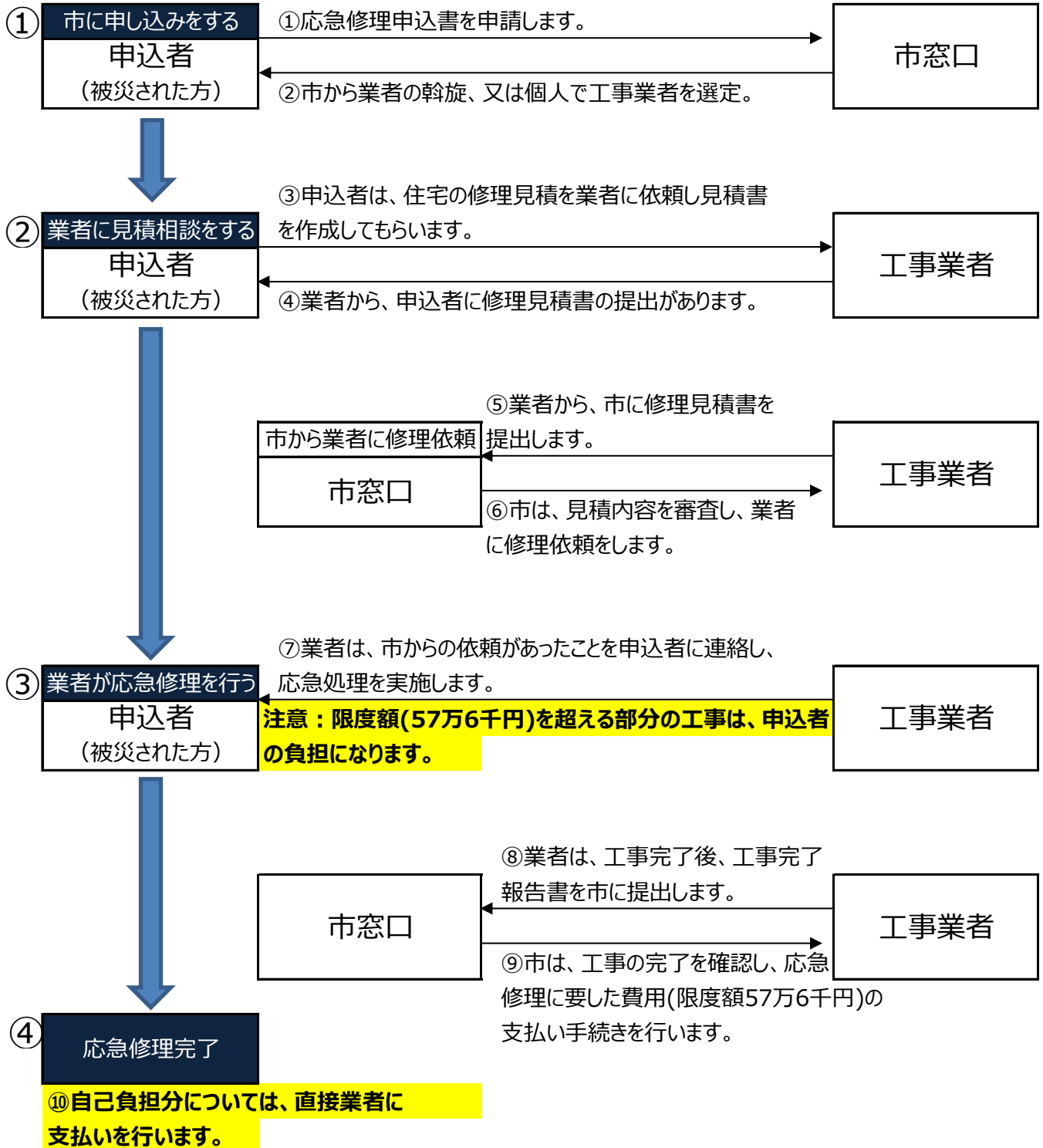
【受付期間及び窓口】

罹災証明書受領後、随時申請可。 宇城市役所新館第4会議室

【問い合わせ先】

都市整備課 0964-32-1694（直通） 0964-32-1111（内線1264・1265）

住宅の応急修理制度の手続きの流れ



*注意：借家の場合については、本来、その所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行なえず、かつ、居住者の資力をもって修理できない場合は、所有者の同意を得てからの応急修理となりますので、必ず所有者の同意が確認できるもの（任意様式）を見積書提出時に添付が必要となります。ただし、所有者の資力については確認をさせていただきます。